

**区庁舎駐車場等のあり方について
皆さまのご意見を募集します！**

横浜市

区役所・市役所駐車場の現状について

■横浜市には、18区の区役所駐車場と市役所駐車場があります

- 18区役所の来庁者用駐車場は、中区の7台から都筑区の185台まで、区によって収容台数はさまざまであり、合計1,353台が整備されています。
- 市役所の来庁者用駐車場は、耐震補強工事前は96台整備されていました。（現在は、工事の影響により60台～70台に縮小して運用しています。）

■曜日や時間帯によっては、駐車場利用が非常に集中します

- 区役所駐車場は、区役所や併設する公会堂利用者など様々な方に利用されています。特に、乳幼児健診や催し物開催時には、駐車場利用が集中し、入庫待ち車両が発生している状況です。
- 市役所駐車場も、市役所には200を超える部署があることもあり、駐車場利用が集中し、入庫待ち車両が発生しています。



駐車場入庫待ち車両のようす

■入庫待ち車両が他に影響を与えています

- 交通面では、車道や歩道をふさいでしまうことがあります。他の車や歩行者の通行の妨げになってしまいます。
- 環境面では、停車中のアイドリングによる排気ガスが懸念されます。

■長時間駐車や目的外の利用も見受けられます

- 一部には無用な長時間駐車や目的外の利用も見受けられ、本来利用したい人が利用できないといった状況の一因となっています。

■大きなコストが発生しています

- 駐車場を安全に管理するための駐車場整理員の人工費や、機器の保守点検費といった維持管理費に、年間約2億円もの経費がかっています。
- これらの経費は、市の一般会計（主に市税が使われています）から支払われています。



維持管理費



これまでの取組みをご紹介します

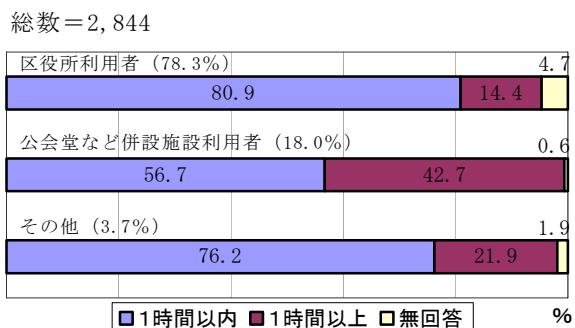
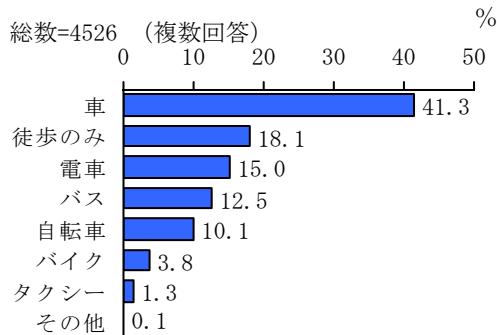
■区によって様々な取組みを行っています

- ・ 駐車場利用が集中しないように、公共交通機関の利用を促す広報をしたり、駐車場の混雑予測をホームページに掲載しています。
- ・ 駐車場の適正利用を促すために、駐車場の利用時間を制限しています。
- ・ 予防接種時の混雑により周辺交通に影響を与えないように、民間駐車場の借上げを実施しています。
- ・ スムーズな入出庫や維持管理コストの削減を図るため、駐車場の管理方法としてパーキングゲートを導入しています。

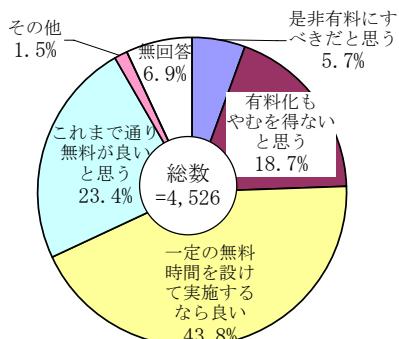
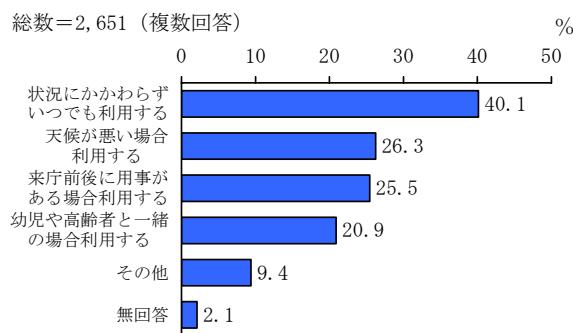
来庁者にアンケート調査を実施しました

■区役所や併設する公会堂などに来た方に、来庁手段・滞在時間・車利用の理由や今後の駐車場利用について伺いました（平成18年8月、平成19年6月実施）

- ◆ 来庁者の約4割が、車を利用しています。 ◆ 車を利用する区役所利用者の約8割が、1時間以内の滞在です。



- ◆ 車で来庁経験がある方の約4割が、状況にかかわらずいつでも利用しています。 ◆ 今後の駐車場利用について、約7割の方が、有料化をすることに肯定的です。



駐車場のあり方検討の状況について

■今後の駐車場のあり方について検討を行っています

- これまで様々な取組みを行ってきましたが、十分な効果が上がっていないのが現状です。そこで、横浜市では、今後の区役所・市役所駐車場に必要な取組みについて検討しています。

1 混雑緩和と適正利用を促すことについて

- 不要不急のマイカー利用を控え、公共交通機関の利用を促すことについて検討しています。
- 長時間駐車の自粛を促すとともに、駐車場を利用した際に行う確認の手続きの適正化を図るなど、より利用しやすくなるように検討しています。



2 維持管理費の負担のあり方について

- 多額の維持管理費がかかっている現状を考え、維持管理費をどのように負担すべきかについて検討しています。

3 駐車場の有効活用を図ることについて

- 開庁時に混雑する時間帯がある一方、それ以外の時間帯には空きがみられたり、平日夜間や土日休日に未利用となっているところもあります。そのため、駐車場の有効活用を図ることについて検討しています。

有料化についても検討しています

■今後の取組みの一つとして、駐車場の有料化を検討しています

- 有料化の目的は主に次の2点です。



1 公平性の観点から受益者負担の適正化を図ります

- 来庁手段は徒歩、電車、バス、車など様々であり、駐車場の必要性は個人により異なっています。

駐車場を利用する人は、一定空間を一時的に占有するため、負担の公平性の観点から、維持管理費について受益に応じた負担を求めます。

2 駐車場の適正利用と有効活用を促進します

- 各種証明書の発行や乳幼児健診など区役所利用者が利用しやすくなるように、長時間駐車を抑制します。
- 土日休日等について、駐車場の有効活用を促進します。

有料化をする場合には、 以下のことに配慮しながら進めていきます

■区役所・市役所利用者に一定の無料時間を設けます

- ・ 区役所・市役所利用者は、30 分から1時間程度の短時間利用の場合は、無料で利用できるように考えています。
- ・ 障害がある方など特に配慮が必要な方については、これまでどおり無料で利用できるように考えています。

■利用料金は、各区役所・市役所駐車場の立地条件に応じて柔軟に設定します

- ・ 利用料金については、民間駐車場の料金とのバランスを考慮し、各駐車場の立地条件に応じた料金設定にすることを考えています。
- ・ 開庁時は、長時間駐車を抑制するため、駐車時間が長くなるほど駐車料金が高くなる運用も考えています。

■開庁時以外にも平日夜間や土日休日に利用できるようにします

- ・ 駐車場の有効活用の観点から、開庁時以外にも平日夜間や土日休日に利用できるように、利用時間を拡大することを考えています。

■駐車場を有料化するためには、条例の制定が必要になります

- ・ 条例を制定するためには、様々な角度から検討を加えた条例案を市民の代表者で構成する市会(市議会)に提案し、審議していただくことが必要です。

■本市の温暖化対策や都市交通施策と連携を図りながら進めます

- ・ 横浜市脱温暖化行動方針や横浜都市交通計画等と連携を図りながら、公共交通機関の利用促進のPR活動などを引き続き積極的に行います。

～本市の施策～

- ◎ 徒歩・自転車・公共交通によって移動できる魅力的なまちづくりと自動車の脱温暖化の促進を行動方針の一つに定めた「横浜市脱温暖化行動方針 CO-CO30」が策定されています。

(<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/mamoru/ondan/codo30/index.html>)

- ◎ 環境面等あらゆる側面から20年後を見据えた持続可能な交通を目指して、「横浜都市交通計画」の策定が進められています。

(<http://www.city.yokohama.jp/me/toshi/koutuuseisaku/index.html>)



区庁舎駐車場等のあり方について ご意見をお寄せください

■ ご意見の提出方法

平成20年4月8日（火）までに、郵送、パンフレット付属のはがき（パンフレットからはがきを外して下さい）、ファクシミリ、電子メールにより下記提出先までお送りいただけます。直接、市民活力推進局地域施設課までご持参願います。

※意見募集の終了後、ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

※いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ ご意見の提出先/お問い合わせ先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市市民活力推進局地域施設課（横浜関内ビル4階）

電話：045-671-2086 ファクシミリ：045-664-5295

電子メール：sh-parking@city.yokohama.jp

ホームページ：<http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/chiiki/parking-iken/index.html>

■ ご意見・ご提案をご記入ください

1 今後の区庁舎駐車場等のあり方として、有料化することについて、
ご意見・ご提案をご記入ください。

2 その他、ご自由にご記入ください。

ご住所	市	区
お名前	年 齡	歳代

※個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適切に取り扱います。



横浜市市民活力推進局地域施設課

平成20年3月発行

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-2086 FAX 045-664-5295

横浜市広報印刷物登録 第190627号 類別・分類 B - DB110

